

第4章

全体構想

- 1.土地利用に関する方針
- 2.都市施設の整備方針
- 3.都市環境の整備方針
- 4.都市防災に関する方針

第4章 全体構想

1. 土地利用に関する方針

(1) 土地利用の基本方針

適切な土地利用誘導による質の高い市街地の形成

■ 都市計画区域の統合・再編の促進

- 千葉県の「都市計画見直しの基本方針（平成26年7月）」では、「市町村合併に伴う都市計画区域の統合等については、新たな市町村の総合計画等との整合を図りつつ、実質的に一体の都市として総合的に整備、開発及び保全するために適切な区域となるよう、地域の実情に応じた見直しを進めるものとする。」とされていることから、本市に併存して指定されている鴨川都市計画区域と天津小湊都市計画区域の2つの非線引き都市計画区域の統合・再編を促進し、一体的な土地利用誘導に基づく質の高い都市づくりを目指します。都市計画区域の統合・再編は県の決定事項となることから、本市の現状や将来的な見通しのもと、県をはじめとする関係機関との調整を図りながら、必要に応じて区域の拡大・縮小を含めた検討を進めます。

■ 都市計画制度の新規導入に向けた検討

- 鴨川版コンパクトシティの実現に向けて、都市計画区域内においては、用途地域や特定用途制限地域等の都市計画制度に基づいた計画的な土地利用誘導を図ります。また、江見・太海・天津・小湊地区など、土地利用誘導に係る都市計画制度が導入されていない一団の市街地についても、その土地利用特性を踏まえた上で、特定用途制限地域等の新規導入について検討します。

■ スプロールの抑制に向けた既存市街地・集落内における未利用地・空き家の活用

- 郊外への無秩序な都市的土地利用の広がりを抑制するため、各地域の既存市街地・集落内の未利用地や空き家の優先的かつ積極的な活用を図ることで、生活利便性の向上に資する高密度の市街地形成を目指します。

■ 郊外集落の維持・活性化に向けた土地利用の推進

- 都市計画区域外の郊外集落においては、農地や山林など、広大な自然的土地利用を適切に管理する役割を担っていることから、スプロールへの影響を考慮した上で、既存集落の維持・活性化に資する土地利用を推進します。
- 都市計画区域外では、1ha以上の開発行為については都市計画法に基づく開発許可が必要となるほか、県の「宅地開発事業の基準に関する条例」などの宅地開発に係る関係法令の適正運用の下で、適切な土地利用を図ります。

将来にわたって住み続けることができる住環境づくり

■ 地域資源の連携による定住促進に向けた魅力ある都市づくり

- 少子高齢化に伴う人口減少が進む中で、若い世代を地域に引き止めるとともに、定住を希望する他都市居住者を確保していくため、本市の強みでもある美しい自然環境や豊かな歴史・文化施設、充実した高度医療施設やスポーツ施設などの地域資源を活かしながら、誰もが住みたいと感じられる魅力ある都市づくりを進めます。
- 定住促進を図るためには、都市としての魅力とともに、地域内での雇用の確保や生活利便施設の充実も大きな要素となることから、市民の雇用の場の創出や既存市街地内や幹線道路沿道における生活利便施設の適切な誘導を推進します。
- まちの活気を生み出す若年層の定住促進を図るため、新規転入者の住宅取得に係る支援や、空き家など既存住宅ストックの活用方策の展開について、関係各課と調整を図りながら検討していきます。

■ 既存集落における建物更新を契機とした狭あい道路の整備

- 天津・小湊地区や貝渚・太海・江見地区など、昔からの漁業集落が拡大して形成されてきた市街地においては、幅員の狭い道路が連続しているため、建物の老朽化に伴う更新や分家等の新築が困難な状況にあります。今後も「狭あい道路整備事業*」を活用しながら、建物更新に伴うセットバック*による道路空間の確保を促進するとともに、地域住民の相互理解を深め、共同化による建て替えなどの新たな施策展開について、引き続き検討します。

豊かな自然環境の適切な管理・保全

■ 関連法令の適正運用による管理・保全

- 太平洋を望む海岸部や丘陵地、清澄山系及び嶺岡山系からなる山間部、長狭平野に広がる田園地帯などの豊かな自然環境は、観光都市としての貴重な資源となることから、自然公園法をはじめ、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律*や森林法*など、土地利用に係る関連法令の適正な運用の下で、適切な管理・保全を図ります。

■ 積極的な利用に基づく質の確保

- 農地や山林などの自然的土地利用については、多様な主体の協働に基づく“積極的な利用による管理・保全”を促進し、「量」の確保とともに、その「質」の向上を図り、本市の風土を活かした魅力ある都市空間の形成を目指します。

(2) 土地利用ゾーン別の基本方針

① 一般住宅ゾーン

主に用途地域の「第1種住居地域」に指定されている区域と、その縁辺部や幹線道路沿いに連担して形成されている住宅地、及び沿岸部の平野部に形成されている一団の住宅地によって構成されている既存市街地を「一般住宅ゾーン」として設定します。

■ 質の高い居住環境の維持・拡充

- 一般住宅ゾーンは、多くの市民が暮らす中心的な居住地となることから、質の高い居住環境の維持・拡充を図ります。
- 用途地域が指定されている区域においては、土地利用制限の下で適切な建築活動を推進するとともに、市街地内に残存する未利用地や空き家など、既存ストックの活用を図ります。

■ 新たな土地利用誘導施策の導入検討

- 用途地域が指定されていない江見・太海・天津・小湊地区などの鉄道駅周辺に形成されている住宅地においては、各地区の特性・機能を踏まえた上で、適正な土地利用誘導に資する都市計画制度の導入について検討を進めます。
- 土地利用の混在などにより、居住環境の悪化が懸念される区域については、住民や地権者との協議を図りながら、必要に応じて地区計画等の活用についても検討します。

■ 修復型まちづくりの促進

- 狭あい道路により、建物更新や新築が困難な漁業集落等については、高密度な集落形態によって形成されてきた文化性にも配慮し、セットバックによる道路空間の確保や共同化による建て替えなどによる集落環境の改善を図りながら、建物更新の進捗に合わせた“修復型まちづくり*”を促進します。

② 商業業務ゾーン

主に用途地域の「商業地域」及び「近隣商業地域」に指定されている安房鴨川駅周辺の区域を「商業業務ゾーン」として設定します。

■ 本市の活力を担う商業業務機能の拡充

- 商業業務ゾーンは、市民生活の拠点となる本市の中心的な商業業務地であるとともに、市内観光の拠点的役割を果たすことから、引き続き、商業業務機能の利便性の向上に向けて新たな店舗や事務所等の立地を促進し、拠点性と回遊性を持った魅力ある市街地の形成を目指します。

■ 中心市街地の再生

- 安房鴨川駅周辺に形成されている中心市街地については、市民のみならず、来訪者を迎える本市の顔としての役割を担っていることから、人が集い賑わいを創出する、魅力ある市街地づくりに向けて、既存商業機能の拡充や点在している空き店舗の活用、各地域拠点へアクセスする電車・バス等の交通結節点としての機能拡充を図ります。

③ 沿道型市街地ゾーン

主に用途地域の「準住居地域」及び特定用途制限地域の「幹線道路沿道地区」に指定されている幹線道路沿道の区域で、商業施設や沿道型サービス施設がまとまって立地している市街地を「沿道型市街地ゾーン」に設定します。

■ 既存商業業務地との役割分担に配慮した沿道サービス機能の誘導

- 沿道型市街地ゾーンでは、市民や来訪者の利便性の向上に向けて、サービス機能の拡充を図るとともに、沿道型居住地としての環境の保護を図ります。
- 沿道型サービス施設については、中心市街地や地域拠点など、既存の商業業務地との機能や役割分担、周辺の居住環境や営農環境への影響に十分に配慮するとともに、必要に応じて沿道周辺における用途地域の見直しについても検討しながら、適正な誘導を目指します。

④ 観光拠点ゾーン

主に鴨川地区において特定用途制限地域の「リゾート産業地区」に指定されている区域と、小湊地区において大型ホテルや商店等が集積した区域を「観光拠点ゾーン」に設定します。

■ 観光産業を支える観光・宿泊機能の拡充

- 観光拠点ゾーンでは、観光都市鴨川を支える観光・宿泊機能の維持・拡充を図ります。
- 鴨川地区においては、引き続き幹線道路沿道におけるリゾート産業施設の立地を誘導しながら、更なる機能拡充を促進するとともに、その周辺に広がる居住環境の保護を図ります。
- 小湊地区においては、誕生寺や鯛の浦など、本市が誇る観光拠点に近接しており、今後も多くの来訪者の確保が期待できることから、観光拠点と周辺市街地が一体となった歴史的な街並みづくりや環境整備など、魅力の創出に努めます。また、観光機能の保全を図るため、特定用途制限地域の導入を検討します。

⑤ 工業ゾーン

主に用途地域の「準工業地域」に指定されている鴨川漁港周辺を「工業ゾーン」に設定します。

■ 水産加工関連施設の立地誘導

- 工業ゾーンは、良好な漁業環境の確保と利便性の向上を図るゾーンとなることから、引き続き、水揚げから加工までを一括で担う貴重な拠点として、水産業の振興に資する水産加工等の関連施設の立地を誘導します。

⑥ 田園共生ゾーン

主に市街地周辺や郊外部に広がる田園地帯、山間部に点在する既存集落を中心とした区域を「田園共生ゾーン」に設定します。

■ 積極的な利用による管理・保全

- 田園共生ゾーンでは、農地を中心とした自然的土地利用の管理・保全を図るとともに、既存集落の維持・活性化に資する土地利用を推進します。
- 農地については、本市の農業生産を支える場として、地域との合意形成の下で県営ほ場整備事業や老朽化したため池の改修等の促進を図るとともに、県をはじめとする関係機関との連携を図りながら、担い手への農地の集積促進や新規就農者の確保を進め、農業経営の効率化と安定化による持続的な農地利用を促進します。
- 農地は、農業生産の場としてだけでなく、大山千枚田をはじめ、本市が誇る美しい田園景観を構成する貴重な資源となることから、積極的な利用による適切な管理を図りながら、魅力ある景観の保全と耕作放棄地の発生抑制を推進します。

■ コミュニティの維持・活性化に資する土地利用

- 既存集落においては、本市の農業及び林業生産を支え、農地や山林などの自然的土地利用の管理・保全を担う従事者の田園居住地としての機能を果たしています。原則として無秩序な市街化の抑制を促しますが、将来にわたってその機能を維持していくため、周辺へのスプロールに配慮した上で、集落内の生活環境の改善や生活利便性の向上、コミュニティの維持に資する、必要な土地利用の確保を図ります。

⑦ 自然環境保全ゾーン

主に郊外部の丘陵・山間部の区域を「自然環境保全ゾーン」に設定します。

■ 多面的機能と安心・安全に配慮した管理・保全・活用

- 自然環境保全ゾーンは、貴重な自然資源及びレクリエーションの場として、引き続き、適切な管理・保全・活用を推進します。
- 南房総国立公園や県立養老溪谷奥清澄自然公園、県立嶺岡山系自然公園に指定されている森林地帯においては、森林が有する保水・治山機能や、市民や来訪者の観光・レクリエーション機能、様々な動植物の生息地などの多面的な機能を有する貴重な資源となることから、森林法や自然公園法などの適正な運用により、原則として開発を抑制します。ただし、自然環境との共生を前提とした広域的なレクリエーション交流拠点として、その機能強化に資する土地利用については、周辺環境への影響を考慮しながら、計画的な活用を推進します。
- 土石流危険渓流*や急傾斜地崩壊危険箇所*などの土砂災害危険箇所*については、急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命・財産を保護するため、また、山地災害や地すべりによる災害を未然に防ぐため、国・県などの関係機関と協力しながら急傾斜地崩壊対策事業の促進や治山・地すべり防止対策の充実を図り、安全・安心な環境づくりに努めます。

⑧ 海浜ゾーン

主に太平洋に面した沿岸部の区域を「海浜ゾーン」に設定します。

■ 本市を象徴する魅力ある海浜づくり

- 海浜ゾーンは、本市を象徴する海浜景観を構成するエリアとして、引き続き、適切な管理・保全と魅力の創出に向けた活用を推進します。
- 保安林や南房総国立公園に指定されているエリアについては、各法令に基づいた適切な管理・保全を図るとともに、市民やリゾート産業をはじめとする事業者など、多様な主体の連携により、海浜景観の魅力向上に資する取組みを推進します。
- 本市の新たな魅力づくり、更には美しい海岸を有するまちとしてのイメージとブランドの確立に向け、フィッシャリーナから待崎川河口周辺に至るまでを中心として、東条・前原・横渚海岸一帯の再整備・利活用計画を策定します。

⑨ 公益・文教ゾーン

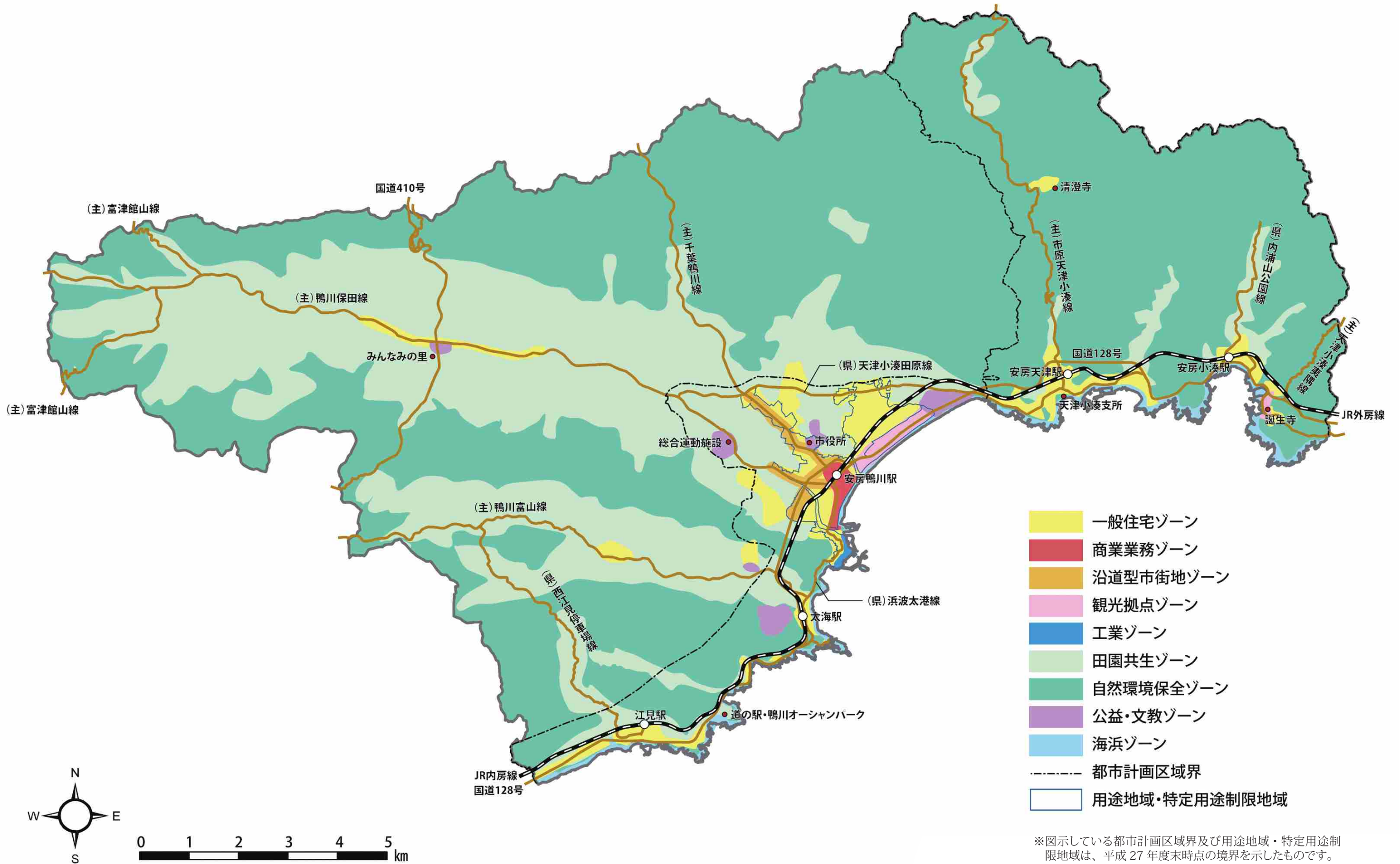
鴨川市役所や総合運動施設、総合病院や学術施設など、市民生活を支える公益・文教施設が立地する区域を「公益・文教ゾーン」に設定します。

■ 市民生活の質的向上に資する拠点機能の強化

- 公益・文教ゾーンでは、市民がより快適で安全・安心な生活を送ることができるよう、拠点施設としての機能の維持・拡充を推進するとともに、災害時における防災拠点としての機能の拡充を図ります。
- 各施設が有する機能を最大限に発揮することができるように、土地利用の整序やアクセス道路の整備など、必要な環境改善を推進します。



《土地利用方針図》



※図示している都市計画区域界及び用途地域・特定用途制限地域は、平成27年度末時点の境界を示したものです。
 ※(主)は主要地方道、(県)は一般県道

2. 都市施設の整備方針

(1) 交通体系に関する基本方針

①交通体系の基本方針

地域高規格道路の早期実現

- 国及び県が中心となって検討・計画している地域高規格道路（館山・鴨川道路、鴨川・大原道路、茂原・一宮・大原道路）については、南房総・外房地域における地域振興に寄与するとともに、地域住民の利便性の向上や安全・安心の確保に必要な路線であることから、関係機関との連携・協力の下、早期計画の具体化及び整備推進を図ります。

鴨川市と近隣都市・広域とを結ぶ道路網の整備

- 広域交流の基軸となる広域的な幹線道路や市内の骨格を成す主要な幹線道路については、都市間の交流・連携が促進されるよう、関係機関との協議による整備促進を図り、既存道路を含めた有機的な道路ネットワークの形成を目指します。
- 県が掲げる高速道路アクセス 30 分構想の実現に向けて、本市の最寄りインターチェンジとなる富津館山道路の「鋸南保田インターチェンジ」や館山自動車道の「君津インターチェンジ」へのアクセス道路の整備促進を図ります。
- 構想段階の道路は、近隣都市の道路網計画の状況や広域的な交通需要の状況、社会経済情勢などを勘案し、既存道路の有効活用の観点から、都市計画道路への位置付けを含めた総合的な見直しを行います。
- 既存道路に関しては、渋滞の解消や混雑緩和のため、ボトルネックとなる交差点の改良を進めるなど、効率的な道路利用を促進します。

安全・安心な生活道路の整備

- 国道及び県道については、道路拡幅や交差点の改良による渋滞解消と歩道の整備・改良による安全な歩行者空間の確保に向けて、関係機関へ積極的に働きかけます。
- 市道については、危険な交差点の解消などを図り、子どもや高齢者、障がい者、来訪者などすべての人が利用しやすい安全で快適な歩行者空間の確保に努めます。
- 海岸沿いの漁業集落をはじめとする既存市街地内の狭あい道路については、地域住民との協働のもとで、改善・解消を促進します。

公共交通の拡充と利用促進

- 本市が目指す鴨川版コンパクトシティの実現のためには、道路網の整備・改良とともに、鉄道や路線バス等の公共交通が大きな役割を担うことから、「鴨川市地域公共交通網形成計画*」に基づき、持続可能な公共交通網を形成していくための取組みを進めます。
- 民間事業者が運行する鉄道や路線バス等については、沿線自治体や関係団体等と連携を図りながら、事業者に対して各運行路線の利便性の向上を働きかけます。また、コミュニティバスをはじめとする市営サービスについても、より効果的な運用に向けた継続的な研究を進め、市内公共交通網の更なる拡充を図ります。
- 公共交通のサービス水準を確保していくため、関係団体等と連携しながら、公共交通網の利用促進に向けた取組みを推進するとともに、鉄道・高速バスといった幹線交通の乗換拠点における環境整備についても検討を進め、市民や来訪者が、目的に応じて自家用車と公共交通を使い分けることができる交通環境の形成に努めます。
- 観光地として、更なる交流人口の獲得とまちの活性化に向けて、主な玄関口となる鴨川駅西口広場の適切な維持・管理と環境整備を図るとともに、都心部や空港などからのアクセス性の向上について検討を進めます。

②道路別の整備方針

<地域高規格道路>

- 南房総・外房地域全体の骨格を成す「地域高規格道路」として、以下の2路線を位置付けます。
- 南房総・外房地域における地域振興に寄与し、地域住民の利便性の向上や安全・安心の確保に資する路線となることから、関係機関との協議を進めながら、早期実現を目指します。

路線名	位置付け（機能・役割）
館山・鴨川道路	和田・館山方面への幹線道路 南房総地域の周遊性の確保
鴨川・大原道路	勝浦・大原方面への幹線道路 外房地域の周遊性の確保

<広域幹線道路>

- 本市の骨格を成し、近隣の主要都市との広域的な連絡を担う道路で、都市間交通や通過交通などの多くの交通容量を処理する高水準の規格を備える「広域幹線道路」として、以下の2路線を位置付けます。
- 本市の主要路線として、円滑な交通処理が求められることから、関係機関との協議を進めながら、交通渋滞の解消など広域的な幹線道路としての整備促進を図ります。

路線名	位置付け（機能・役割）
国道 128 号	内房と外房をつなぐ幹線道路 （県指定緊急輸送道路 1 次路線*）
国道 410 号	東京・木更津方面と館山方面をつなぐ幹線道路 （県指定緊急輸送道路 2 次路線*）

<主要幹線道路>

- 広域幹線道路を補完し、主な都市内交通需要への対応や地域住民の交通利便性やアクセス性向上に資する「主要幹線道路」として、主要地方道の千葉鴨川線、鴨川保田線、鴨川富山線、富津館山線、市原天津小湊線、天津小湊夷隅線の 6 路線を位置付けます。
- 多くの交通容量の処理が求められるため、円滑な交通処理や歩行者の安全性の確保に向けて、関係機関との協議を進めながら、道路拡幅や歩道の整備促進を図ります。

路線名	位置付け（機能・役割）
（主）千葉鴨川線	木更津東インターチェンジへのアクセス道路 （県指定緊急輸送道路 1 次路線）
（主）鴨川保田線	鋸南保田インターチェンジへのアクセス道路 （県指定緊急輸送道路 2 次路線）
（主）鴨川富山線	南房総方面への幹線道路
（主）富津館山線	館山方面と富津方面をつなぐ幹線道路 （県指定緊急輸送道路 2 次路線）
（主）市原天津小湊線	市原方面への幹線道路 JR 安房天津駅へのアクセス道路
（主）天津小湊夷隅線	勝浦・大多喜方面への幹線道路

※（主）は主要地方道

<補助幹線道路>

- 地域における道路網の中心となる道路で、広域幹線道路や主要幹線道路への連絡機能を担うとともに、地域住民の日常生活を支える生活道路としての機能も併せ持つ「補助幹線道路」として、一般県道の天津小湊田原線、浜波太港線、内浦山公園線、西江見停車場線、市道の小宮横渚線、新小宮保台線、貝渚大里線、その他の鴨川北部道路、を位置付けます。
- 前原・横渚海岸周辺、海辺の魅力づくり事業に関連する（仮）マリーナ線、（仮）駅東口線、（仮）海岸通り線の 3 路線を中期整備路線に位置付け、（仮）広場線、（仮）東町貝渚線、（仮）東町線、（仮）駅西口線の 4 路線を長期整備路線として位置付けます。
- 補助幹線道路は地域住民の生活道路としての機能も有しているため、歩行者や自転車等が安全に通行できる環境の整備促進を図ります。また、広域幹線道路や主要幹線道路への連絡機能の向上に向けて、関係機関との円滑な調整を図ります。

- 公共施設へのアクセス性の向上や緊急車両の円滑な通行など、本市の道路ネットワークの更なる充実に資する整備予定路線については、多様な主体との連携を図りながら、実現に向けた積極的な取組みを推進します。

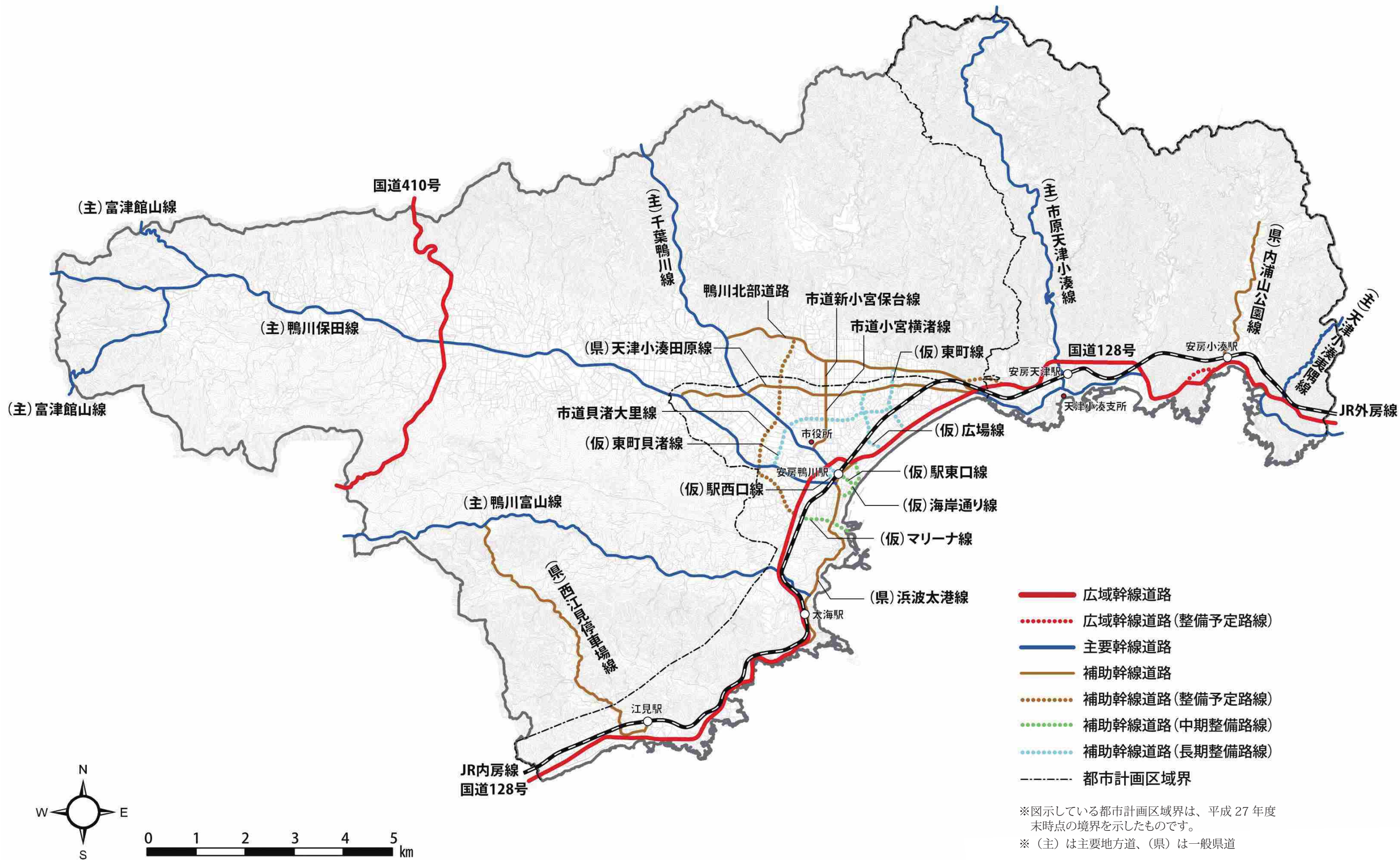
路線名	位置付け（機能・役割）
(県) 天津小湊田原線	国道 128 号と（主）鴨川保田線をつなぐ道路
(県) 浜波太港線	JR 安房鴨川駅と JR 太海駅をつなぐ道路 （一部区間が県指定緊急輸送道路 2 次路線）
(県) 内浦山公園線	JR 安房小湊駅へのアクセス道路
(県) 西江見停車場線	国道 128 号と（主）鴨川富山線をつなぐ道路 JR 江見駅へのアクセス道路
鴨川北部道路	国道 128 号と（主）千葉鴨川線をつなぐ道路
市道小宮横渚線	（主）千葉鴨川線と（県）天津小湊田原線をつなぐ道路
市道新小宮保台線	（県）天津小湊田原線と鴨川北部道路をつなぐ道路
市道貝渚大里線	国道 128 号と鴨川北部道路をつなぐ道路
(仮) マリーナ線	鴨川漁港へのアクセス道路
(仮) 駅東口線	JR 安房鴨川駅へのアクセス道路
(仮) 海岸通り線	前原・横渚海岸へのアクセス道路
(仮) 広場線	国道 128 号と（県）天津小湊田原線をつなぐ道路
(仮) 東町貝渚線	鴨川地区と東条地区をつなぐ道路
(仮) 東町線	国道 128 号と鴨川北部道路を結ぶ道路
(仮) 駅西口線	JR 安房鴨川駅へのアクセス道路

※（県）は一般県道

<一般生活道路>

- 幹線市道を中心に通勤・通学、買い物等の日常生活における生活道路として、交通の利便性や安全性を享受し、災害時等においても必要な交通が確保できるよう、安全・快適で、安心して通行できるよう整備を図ります。
- 既存市街地内を通過し、拡幅等による歩道整備が困難な箇所については、カラー舗装による歩車分離の視覚化や溝蓋の設置などにより、歩行空間の安全性を確保します。
- 漁業集落などで散見される、緊急車両が円滑に通行できないような幅員の狭い道路については、住宅の更新等に伴うセットバックによる道路空間の確保など、住民との協働に基づく改善の検討を行います。

《交通体系の整備方針図》



【広域幹線道路網(地域高規格道路等)整備方針図】



※上記図面は今後の地域高規格道路等の整備方針を表したものであり、具体的な路線のルートや位置等を示すものではありません。

(2) 公園緑地整備に関する基本方針

公園緑地の適切な整備・維持・管理

■ 公園緑地機能の確保

- 比較的規模の大きい公園緑地は、市民が身近に利用できる子育ての場や高齢者の交流の場、やすらぎの場であると同時に、災害時などの避難機能も有しています。安全で快適な市民生活環境を形成するため、計画的な公園緑地の整備を推進するとともに、既存の公園緑地については、気軽に子どもたちが遊び、高齢者や市民が憩えるオープンスペースとして、適切な維持・管理に基づく機能の確保を図ります。
- 鉄道駅周辺の小規模公園については、交通結節点における交流・待ち合わせスペースとして、市民や来訪者が快適に利用できるよう、緑化の推進やベンチ・街灯等の設備の維持・管理を図ります。

■ 多様な主体の協働に基づく維持・管理の推進

- すべての市民が安全・安心で、気軽に利用することができるよう、防犯・防災の視点から、多様な主体との連携を図りながら、見守りや草刈り、落ち葉の清掃などによる公園緑地の維持・管理を推進します。
- 公共施設の緑化は、各施設の機能を考慮しつつ、市民に開放された憩いと潤いのある緑の空間づくりに配慮するとともに、市民や行政など、多様な主体による協働の取組みの場としての活用を進めます。

スポーツ・観光の拠点となる公園の整備推進

- 総合運動施設については、都市公園法*に基づく都市公園*への移行を見据えながら、広域的なスポーツ交流の拠点として多目的施設を含めた一体的な公園整備のあり方を検討します。また、総合運動施設周辺は、あらゆる世代が憩い、魅力を感じられるような計画的な整備を推進するとともに、2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会を契機とした、スポーツを通じた交流による地域振興の定着に向けて、ユニバーサルデザイン*の導入や屋内外のスポーツ・レクリエーション環境の整備を進めます。
- 魚見塚一戦場公園については、周辺の豊かな自然環境や美しい眺望を活かしつつ、市民や観光客の利便性の向上に資する施設及びサービスの拡充を図ります。また、市民が郷土の歴史を知り、愛着を持って親しむことができるように、地域固有の歴史的背景を活かした公園づくりに努めます。

■ 貴重な緑地空間の確保

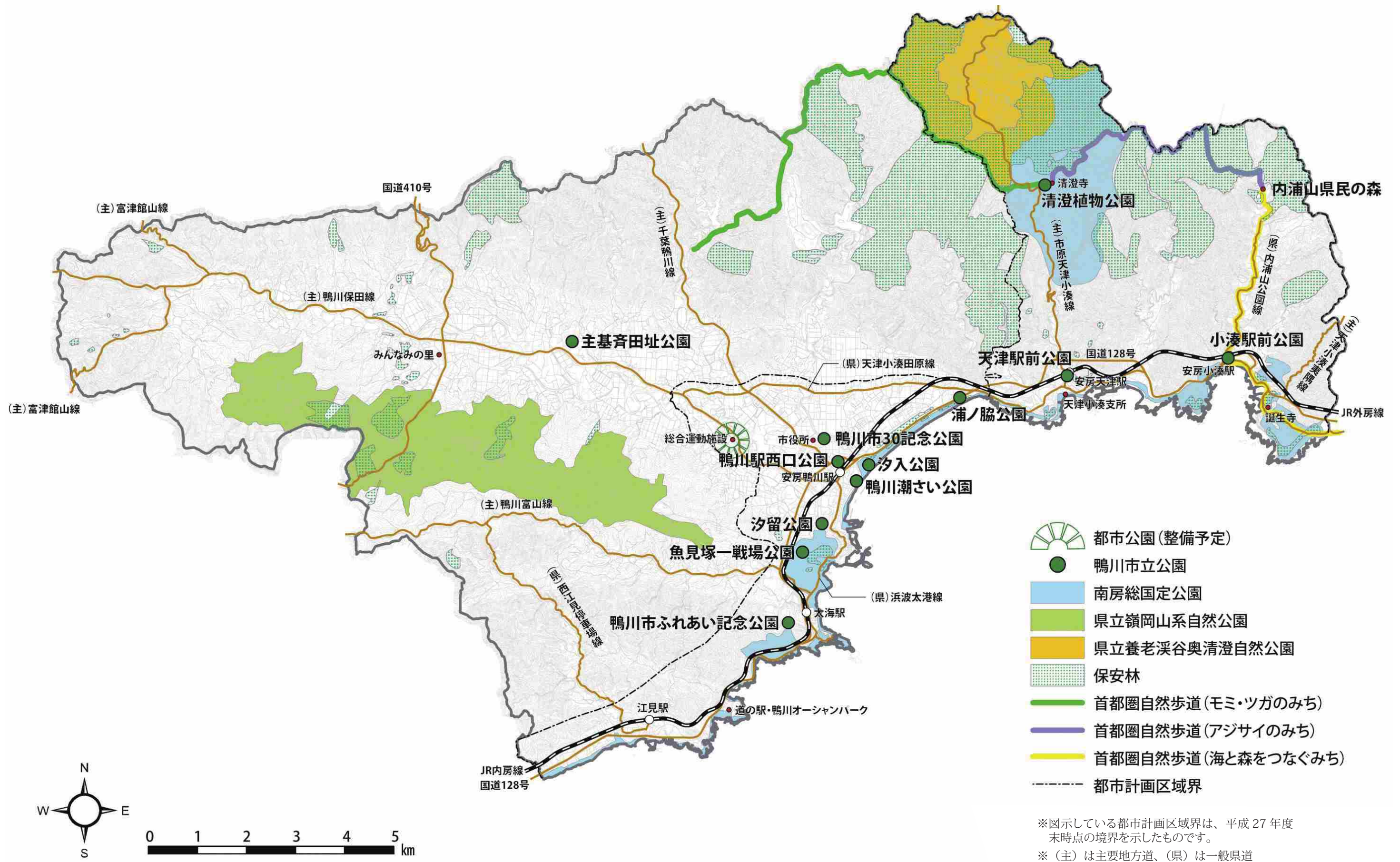
- 古くから受け継がれてきた緑豊かな自然環境は、市民全体の財産といえます。これらの貴重な財産を将来にわたって継承していくために、自然公園をはじめ、幹線道路沿いや海岸沿いの保安林については、地域に残る貴重な自然資源として保全に努め、緑豊かな潤いある緑地空間の確保を図ります。

■ 観光資源としての適切な保全・活用

- 大規模な憩いの場・レクリエーションの場となる自然公園や内浦山県民の森については、観光資源として、市民だけでなく県内外からの来訪者の利用を見据え、利用者に憩いややすらぎを与え、豊かな緑の魅力が感じられるように、総合的な緑の保全・活用を推進します。
- 美しい自然や田園風景、歴史や文化遺産にふれあうことのできる自然歩道として、県が整備している「首都圏自然歩道（関東ふれあいの道）」については、本市の豊かな自然にふれあいながら散策できるように、市内に設定された3つのコースの適切な維持・管理を図ります。



《公園緑地の整備方針図》



※図示している都市計画区域界は、平成 27 年度末時点の境界を示したものです。
 ※ (主) は主要地方道、(県) は一般県道

(3) その他生活関連施設に関する基本方針

公共施設等の再編・整備と利活用

■ 公共施設等の総合的な管理

- 市民が安全・安心で快適に公共施設を利用することができるように、老朽した施設の計画的な改修・修繕や機能更新を図るとともに、公共施設等の最適な配置の実現に向けて、「公共施設等総合管理計画*」を策定し、長期的な視点に立った公共施設の更新・統廃合、長寿命化を推進します。

■ 保育・教育施設の整備

- 本市では市内全域で幼保一元化（4・5歳児の幼稚園教育と預かり保育等）が実施されており、小中学校についても、小中一貫校となる「長狭学園」や、鴨川中学校や江見小学校など、統合施設の整備が完了しています。保育・教育施設は、地域活動や防災の拠点として、周辺地域の重要な施設となることから、引き続き、施設の耐震化や改修を推進するとともに、地域拠点機能の整備・拡充を図ります。

■ 住民意向を踏まえた跡地活用の検討

- 施設の統廃合により発生している保育・教育施設等の跡地や遊休施設については、地域住民の意向を踏まえながら、引き続き、地域活力の創出やコミュニティの維持に資する土地利用転換に向けた検討を進めます。

上下水道の計画的な整備・管理

- 本市の上水道の普及率は、平成26年度末時点で99.4%と高い普及率を誇っていることから、引き続き、水道事業計画に基づいた計画的な整備を推進します。
- 下水道について、本市では公共下水道整備の早期整備は難しいことから、引き続き、合併処理浄化槽の設置・普及を促進し、水質の保全と汚濁防止に取り組みます。
- 雨水排水を目的に設置されている都市下水路4路線については、適切な維持・管理に基づく機能の長寿命化を図るとともに、浸水被害が多くみられる前原・横渚地区における排水機能の強化を図ります。

広域ごみ処理施設の整備

■ ごみ処理広域化事業の推進

- 市町合併後、本市でのごみの焼却は鴨川清掃センターで処理していますが、稼働開始から30年以上が経過し、老朽化の進行により効率的なごみ処理が困難な状況が生じていることから、本市を含む館山市、南房総市、鋸南町の3市1町で構成される「安房郡市広域市町村圏事務組合」でのごみ処理広域化事業を推進し、広域化によるスケールメリットを生か

した効率的なごみ処理を実施するとともに、優れた公害防止能力を有する最新の施設を整備し、環境に配慮したごみ処理の実現を目指します。また、広域ごみ処理施設の整備に伴い、収集運搬体制の見直しを行う必要があることから、状況に応じて中継施設の検討も行い、地域住民の利便性や収集運搬効率の確保に努めます。



3. 都市環境の整備方針

水環境の保全と整備

■ 河川の整備・活用

- 河川については、水害の防止と対策を基本に、自然環境や景観との調和に配慮し、国や県などの関係機関と連携しながら都市内の潤いを創出する空間の確保を図ります。
- 本市が管理する準用河川下沢川及び普通河川神明川については、河川改修を計画的に実施し、台風や豪雨による河岸の浸食等の防止に努めます。

■ 海岸の機能拡充

- 海岸部については、県の関連計画に即して、安全・安心な環境整備に向けた護岸の整備促進を図り、高潮・津波対策に努めます。
- 海岸部に指定されている南房総国立公園については、引き続き、適正な保全を図るとともに、周辺の自然環境、海岸景観に配慮しながら、漁業及び観光の場としての機能拡充に努めます。

低炭素まちづくり*による快適な生活環境の創造

- 環境負荷の少ない本市独自のコンパクトな都市構造の実現に向けて、鉄道や路線バスなどの公共交通機関の利便性の向上を図るとともに、快適な歩行空間を確保し、歩いて暮らせる環境づくりを進めます。
- 低炭素社会への移行に向けて、高速バスや鉄道などの幹線交通の乗換拠点周辺におけるパーク・アンド・ライド*環境の整備に向けた検討を進め、マイカーによる移動距離の低減を促進します。
- 快適な生活環境の確保に向けて、市民の環境美化への意識啓発や省資源・省エネルギーの推進を図り、生活ごみの減量化や分別収集の徹底、再資源化により一層取り組み、循環型社会の定着を目指します。
- 周辺自治体との連携による新たな広域ごみ処理施設の整備に伴い、エネルギーの更なる利活用を図り、効率的な処理に努めます。

人にやさしい都市の実現

■ 都市のユニバーサルデザイン化

- ノーマライゼーション社会*の実現のため、誰もが楽しく、安全・安心に住み続けられるまちづくりを推進します。
- 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を契機としたスポーツツーリズム*による地域振興を定着させるため、観光拠点や市街地内においては、市民や来訪者の利便性の向上や交流促進に向けて、既存道路や公共施設、公共空間のバリアフリー化*やユニバーサルデ

ザインに配慮し、子どもから高齢者まで、誰にとっても利用しやすい、良好な都市環境の形成に努めます。

■ 安心して暮らせる地域コミュニティの形成

- 災害時の避難・救護活動や日常の防災・防犯活動など、地域が主体となった取組みにより、あらゆる世代が地域の中で支え合い、安心して暮らせる住みよいまちづくりを目指し、地域コミュニティの維持・充実に向けた支援に取り組みます。

鴨川市の風土と文化を尊重した魅力ある景観づくり

- 観光都市として、本市が有する魅力ある景観への理解を深めるため、景観資源の把握や保全・活用に向けた取組みを展開します。
- 多くの来訪者が利用する国道 128 号沿道では、美しい海岸線と保安林との調和のとれた自然景観を活かし、優れた観光地としての景観の保存と活用に努めます。
- 大山千枚田をはじめとする優れた田園景観については、周辺の自然環境と併せて保存するとともに、貴重な地域資源として、地域の活性化など多面的な活用に努めます。
- 本市の風土と文化を活かした景観づくりにあたっては、日常的なごみ拾い活動や敷地内緑化、サイン整備*など、多様な主体との協働による取組みを基本としながら、景観の保全・形成に資する活動を支援します。
- 本市の景観特性に応じた景観行政を推進するため、庁内体制の構築とともに、引き続き、景観行政団体*への移行に向けて取り組みます。

医療・福祉施設の周辺環境の改善

- 本市には高度な技術を有する多くの医療・福祉施設が立地しています。充実した医療・福祉機能は、市民の安全・安心を支えるとともに、定住人口の確保に資する本市の強みとなることから、医療・福祉施設の周辺地域においては、その機能を十分に果たすことができるよう、ふさわしい土地利用誘導を図るとともに、車いすでも移動可能なアクセス空間の確保など、一体的な環境改善に取り組みます。

4. 都市防災に関する方針

災害に強いまちづくりの推進

■ 関連計画に基づく防災まちづくりの推進

- 「鴨川市地域防災計画*」に基づき、市民生活の安全を守り、本市の持つ諸機能を確保していくために、あらゆる災害に応じた予防対策や応急対策、復旧対策の充実に努めます。
- 「鴨川市耐震改修促進計画*」に基づき、学校などの公共施設や病院などの防災上重要となる施設、多くの市民が利用する建築物の耐震化を図ります。また、一般住宅や不特定多数の人々が利用する大規模な建築物についても、耐震診断・耐震改修等への支援を行い、地域住民と協力して耐震化の促進を図ります。

■ 適正な制度運用に基づく災害に強い都市環境づくり

- 本市では、安房鴨川駅周辺の市街地を中心に、火災の発生や延焼の拡大防止に資する防火地域及び準防火地域を指定していますが、江見・太海・天津・小湊地区などの沿岸市街地においても、土地利用施策の導入の検討と併せて、新たに準防火地域の指定を検討し、災害に強い市街地の形成を図ります。
- 都市計画区域外において宅地化が進行している一部地域においては、引き続き「建築基準法第6条第1項第4号による指定区域*」の指定により、建築物の安全性を確保します。さらに、都市計画区域の再編にあたっては、当該区域の指定拡大についても検討することとします。

防災・減災に向けた環境整備

■ 既存施設の防災拠点機能の拡充

- 災害時には、住民の避難場所とともに避難した人達に対する救援・支援活動等が重要となることから、災害時の復旧救援・支援拠点となる避難所*については、耐震性の強化や不燃化の促進を図り、施設の安全性向上に努めるとともに、防災備蓄倉庫や耐震性貯水槽など、防災機能の充実に努めます。
- 市内の海岸線を中心に指定されている津波避難ビル*については、サイン整備による視認性の向上や防災マップ*の配布による周知・啓発を図ります。さらに、緊急避難場所*については、一時避難場所として防災機能の整備・拡充に向けた支援の検討を行います。

■ 災害時における避難・輸送路の整備・確保

- 災害時の物資輸送を支える道路については、県の緊急輸送道路1次路線に位置付けられている国道128号や主要地方道千葉鴨川線（鴨川有料道路）、2次路線に位置付けられている国道410号、主要地方道鴨川保田線、富津館山線、県道浜波太港線とそれにつながる市道及び臨港道路に対して、十分な幅員や構造を確保した整備に努めるとともに、沿道建

建築物の耐震化を推進します。

- 鴨川市地域防災計画において海上輸送拠点に位置付けられている鴨川漁港については、陸路による緊急輸送が困難な際の拠点として、機能の維持・管理を図ります。
- 身近な生活道路においても、円滑な緊急車両の通行や消防活動に向けて、海岸部から高台への避難経路の確保・整備など、避難場所までのネットワーク整備による避難経路の安全確保の強化に努めます。

■ 防災・減災施設の維持・管理と新規整備

- 市内3か所に整備されている神明水門、内浦水門、湊水門については、高潮や津波の際にも支障なく作動するように、県と協力しながら適切な維持・管理を図ります。
- 津波発生時における市民・観光客等の一時避難場所として、小湊小学校敷地内に津波避難タワー*を整備します。

災害危険箇所の改善・解消と適切な情報提供

- 丘陵地における急傾斜地の崩壊や地すべりなどによる災害の発生防止と市民の生命・財産の保護に向けて、県が指定する土砂災害警戒区域*、土砂災害特別警戒区域*、急傾斜地崩壊危険区域*における事業実施に向けた協力や警戒避難体制の整備を図ります。
- 災害の発生防止や被害軽減に向けて、災害の発生危険箇所については、他の防災情報とともに市の広報誌やホームページ等による情報発信や地域住民への説明会等を実施し、災害の発生予防に対する意識の喚起や緊急時の対応等、災害への意識の醸成を図ります。

空き家の適正な管理・活用

- 市街地や郊外集落地において空き家の増加が課題となっていることから、市内における空き家の実態調査を進め、良好な空き家については定住人口の確保に資する貴重な資源として活用を図るとともに、危険な空き家については適正な管理・処置に向けた施策展開を検討します。